

リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業
評価項目の得点配分基準

団体名 _____ 合計 .0 /100点中

1. 事業実施主体に関する評価

配点

| | | |
|---|--|---------|
| (1) 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。 | | / 5 点中 |
| (2) 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。 | | / 5 点中 |
| (3) 調査研究に関する実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するためのノウハウを有していること。 | | / 15 点中 |
| (4) 事業を効果的に遂行するために有用な、業界課題分析や教育プログラム開発に関する実績・知見等を有していること。 | | / 10 点中 |
| (5) 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。 | | / 5 点中 |

2. 事業内容に関する評価項目

| | | |
|---|--|---------|
| (1) 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。 | | / 10 点中 |
| (2) 産業界の人材育成課題等の把握に向けた調査の方法及び内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。 | | / 15 点中 |
| (3) 教育プログラム案の設計に向けた調査分析・ヒアリング等の方法及び内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。 | | / 15 点中 |
| (4) 本事業終了後のプログラム開発に資する産学協働体制の構築に向け、設計された教育プログラム案の普及啓発の方法及び内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。 | | / 10 点中 |
| (5) 妥当な経費が示されていること。 | | / 5 点中 |

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価項目

| | | |
|---|--|-------|
| <p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人について</p> <p>○えるぼし認定等（女性活躍推進法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2.5点 ・認定段階3＝3点 ・プラチナえるぼし認定＝5点 <p>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1.5点</p> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点 ・トライくるみん認定＝2.5点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝2.5点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2.5点 ・プラチナくるみん認定＝5点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝3点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> | | / 5 点 |
|---|--|-------|